

新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">異状死死因究明支援事業実施要綱</p> <p>1. から 2. 略</p> <p>3. 補助基準</p> <p>(1) 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」<u>に基づくものとして</u>行われなかった死体の<u>解剖等</u>であって、都道府県知事が必要と判断する解剖等に係る死因究明の取組であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>4. 事業内容</p> <p>(1) 行政解剖又は死亡時画像診断等の<u>検査</u>を実施する。</p> <p>また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。</p> <p>(2) から (4) 略</p> <p>5. 略</p>	<p style="text-align: center;">異状死死因究明支援事業実施要綱</p> <p>1. から 2. 略</p> <p>3. 補助基準</p> <p>(1) 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」<u>第 6 条に基づく解剖</u>が行われなかった死体であって、都道府県知事が必要と判断する解剖等に係る死因究明の取組であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>4. 事業内容</p> <p>(1) 行政解剖および死亡時画像診断を実施する。</p> <p><u>なお、解剖および死亡時画像診断の一環として行う血液検査、尿検査等が含まれる。</u></p> <p>また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。</p> <p>(2) から (4) 略</p> <p>5. 略</p>